

## 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 正誤表

※ [省略] は本正誤表においての省略を、太字下線は正誤箇所を表す。

### ○ 参照条文

#### 【目次、1 ページ】

誤	○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法 ( <u>平成十四</u> 法律第百五十八号) (抄)
正	○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法 ( <u>平成十四</u> 年法律第百五十八号) (抄)

#### 【14 ページ】

誤	(定義) 第二条 [省略] 2 [省略] 一～四 [省略] 五 [省略] 投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成十年法律第九十号) <u>第一項</u> に規定する [省略] イ～ニ [省略] 六・七 [省略] 3～42 [省略]
正	(定義) 第二条 [省略] 2 [省略] 一～四 [省略] 五 [省略] 投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成十年法律第九十号) <u>第三条</u> <u>第一項</u> に規定する [省略] イ～ニ [省略] 六・七 [省略] 3～42 [省略]

【15 ページ】

誤	<p>(定義)                  第二条 [省略]                  2 [省略]                  一～四 [省略]                  五 [省略]                  イ・ロ [省略]                  ハ [省略] 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項<u>第十一号</u>、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する [省略]                  ニ [省略]                  六・七 [省略]                  3～42 [省略]</p>
正	<p>(定義)                  第二条 [省略]                  2 [省略]                  一～四 [省略]                  五 [省略]                  イ・ロ [省略]                  ハ [省略] 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項<u>第十二号</u>、第九十三条第一項第六号の二若しくは第百条の二第一項第一号に規定する [省略]                  ニ [省略]                  六・七 [省略]                  3～42 [省略]</p>

【15 ページ】

誤	<p>(定義)                  第二条 [省略]                  2～7 [省略]                  8 (略)                  二～十一 (略)                  十二～十八 [省略]                  9～42 [省略]</p>
正	<p>(定義)                  第二条 [省略]                  2～7 [省略]                  8 (略)                  二～十一 (略)                  十二～十八 [省略]                  9～42 [省略]</p>